

さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会について

1 食物アレルギー対応委員会設置の趣旨

『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン＜令和元年度改定＞』（公益財団法人日本学校保健会 監修 文部科学省初等中等教育局）において、教育委員会の役割が次のとおり示されています。

ア アレルギー対応委員会の設置

適切な対応推進のために、対応委員会を設置し、以下の点などに関して活動します。

- ① 学校単位で連携しにくい機関（医師会、消防機関等）との広域的な対応の取りまとめや支援を行う。
- ② 関係者の定期的な協議の場を設け、連携体制の構築等に努める。
- ③ 研修会等の実施・支援を行う。
- ④ 食物アレルギー対応状況を把握し、必要に応じて指導及び支援を個別に行う。
- ⑤ すべての事故及びヒヤリハット事例について情報を集約し、改善策とともに所管内に周知を図り、事故防止に努める。

イ 地域の状況を考慮した基本的なアレルギー対応の方針の策定

ウ 各学校の対応状況の把握及び環境整備や指導

エ 教職員のアレルギー対応研修会の充実

オ 医師会、消防機関等との広域的な対応の取りまとめと支援

また、現在整備中の新しい学校給食共同調理場では、調理中のアレルゲン混入防止対策を講じた食物アレルギー食対応調理室を設置し、食物アレルギー対応食提供を行うことから、今回、新たに、さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会を設置したものです。

2 本市の食物アレルギー対応の現状

本市においては、現在、食物アレルギー対応食の提供は行っていませんが、アレルギー情報を記載した詳細献立表を、必要な園児・児童・生徒の保護者に対し、学校・園を通じて配布する他、アレルギーを有する園児・児童・生徒に対しては、飲用牛乳の提供を停止する等のアレルギー対応を行っています。

3 食物アレルギー対応委員会の役割

(1) 令和7年度

新しい学校給食共同調理場の開設を令和9年4月としていることから、令和7年度中をめどに、本市の地域の状況を考慮した基本的な学校給食における食物アレルギー対応の方針について検討し、その結果を「さぬき市学校給食食物アレルギー対応マニュアル（案）」として取りまとめます。

教育委員会では、その結果を踏まえ、令和8年度当初目途に、さぬき市学校給食食物アレルギー対応マニュアルを策定したいと考えています。

(2) 令和8年度以降

各学校の食物アレルギー対応状況を把握するとともに、令和9年度以降は、食物アレルギーに係るヒヤリハット等の報告を受け、適切な対応であるか確認するとともに、必要に応じた指導及び支援等を行います。